

# 「尼崎市公共調達基本条例」が施行されました

(平成28年10月21日施行)

この条例は、「工事請負契約、委託契約、物品買入契約」により「完成した物件の引渡し、役務の提供、物品の納品等を受けること」、及び「指定管理者に公の施設の管理業務を行わせること」に関する基本方針や、「市長等・受注者等の責務」などの基本的な事項を定めることにより、これらに基づく取組を推進し、地域経済の持続的な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的としています。

## 条例の概要

### 市長等の責務

公共調達に係る契約等の公正性、競争性及び透明性の確保を図ること。  
基本方針に基づく公共調達に関する取組を総合的に推進すること。

### 受注者等の責務

公共調達に関係する法令等を遵守すること。  
基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力すること。

## 基本方針

### 1. 市内事業者の受注機会等の増大

市長等は、市内事業者に対する請負等業務の優先的発注や市内事業者の受注機会等の増大を図るよう努める。  
受注者及び下請負者等は、下請等契約や原材料等の購入契約をできるだけ市内事業者と締結するよう努める。

### 2. 社会的課題の解決に資する取組の推進

市長等は、入札の参加に必要な資格を定める場合において社会的課題の解決に資する取組を行っている事業者を優遇するなど、社会的課題の解決に資する取組を推進するための必要な措置を講じることに努める。

### 3. 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保

#### 適正な労働環境の確保

市長等、受注者及び下請負者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定、労働に係る安全を含めた適正な労働環境の確保に努める。

#### 労働関係法令の遵守状況の報告（裏面参照）

対象受注者及び対象下請負者等に労働関係法令の遵守状況や改善措置についての報告書の提出を義務付ける（対象範囲は規則で規定）。労働関係法令の遵守状況やその改善措置の報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合などには、氏名等の公表や入札参加停止を行うことがある。

### 4. 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保

市長等は、適正な予定価格及び最低制限価格の設定や履行内容の確認を適切に行う。  
受注者等は、下請代金支払遅延等防止法等関係法令を遵守し、下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。  
受注者等は、公共調達に係る継続的な業務を新たに受注したときには、従前から当該業務に従事していた労働者で引き続き従事を希望するものの雇用に努める。

尼崎市公共調達基本条例により、平成29年7月から、

## 「労働関係法令の遵守状況の報告」が義務付けられます

公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、受注者等に労働関係法令遵守状況の報告を義務付け、市は報告内容の確認を行います。

### 1 労働関係法令の遵守状況の報告について

対象受注者（対象契約<sup>〔1〕</sup>を締結した事業者及び指定管理者）だけでなく、その下請負者等も労働関係法令の遵守状況についての報告が必要となります。

〔1〕対象契約： 予定価格1億5千万円以上の工事請負契約及び1000万円以上の清掃、人的警備業務委託契約等（別途規則で定めます。）

### 2 労働関係法令の遵守状況の措置結果の報告について

労働関係法令を遵守していない場合には、労働関係法令を遵守するための改善措置を行い、その措置内容を市に報告する必要があります。

### 3 氏名等の公表について

労働関係法令の遵守状況やその改善措置の報告をしない場合やそれらの報告内容に虚偽がある場合などには、市は氏名等の公表や入札参加停止を行うことがあります。

### 4 下請負者等への明示

対象受注者及び対象下請負者等<sup>〔2〕</sup>は、下請等契約を締結する際に、その相手方に、尼崎市へ労働関係法令の遵守状況について報告等を行う必要があることや、報告義務などを守らなければ、氏名等が公表される場合があること等を、書面で示すなどして、明らかにしなければなりません。

〔2〕対象下請負者等： 対象契約に係る下請負者等及び指定管理業務に係る下請負者等

### 5 労働者への明示

対象受注者及び対象下請負者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者に対し、当該業務が、労働関係法令の遵守状況に係る報告の対象となること等を書面で示すなどして、明らかにしなければなりません。

### 6 通報・相談

対象受注者及び対象下請負者等のもとで、公共調達に係る業務に従事する労働者は、対象受注者及び対象下請負者等が尼崎市に報告した労働関係法令の遵守状況について、事実と相違し、労働関係法令に違反していると思われるときには、通報・相談ができます。

#### 【通報・相談窓口】

06 - 6489 - 6232（尼崎市総務局行政法務部契約課）

**本制度の詳細（条例、規則、要綱等）は、本市のホームページでお知らせします。**

お問合せ： 06 - 6489 - 6236（尼崎市総務局 行政法務部 契約課）